

越えて七月二十三日、前日職工規則違反との理由を以て職首せられし三菱職工幹部等は解雇手當を支給せざる會社の方針に憤慨し協議の結果、取敢へず孕石所長及び東京本社より來神中の武田取締役會長に面會して解雇及解職手當を支給せざる理由を詰問することとなり、午前九時頃一同は爭議本部に集合、オリエンタル、ホテルに電話を以て武田會長在否を問合せ、在留と聞き午前十時安井、井上、下川、高橋、蟻川、藤井の六氏は代表者となりてオリエンタル、ホテルに向へり。

然るに之より先き孕石所長が腕車を驅りて武田部長を訪問し居りしを知れる一同はホテルの玄關先を警戒し兩氏の外出を待ち受け居りしに兩氏はそれとは知らず間もなく自動車にて何れへか出蒐げんと姿を現したれば待ちかねつありし六代表は玄關口にて「是非面談したい事がある」と行手を遮りたり不意を打たれし兩氏は「君達は誰か」と誰何したれば何れも刺を通じて名乗りを揚げたるが職首職工と知りたる孕石所長は「君達には用事がない」と跳付たり。職工等は「貴方に用事がなくても僕の方に用事があるんです」と逆襲し双方押問答を開始す。斯くと知りたる所轄三宮署よりは早速正私服巡查數十名が出張して萬一を警戒したるが結局兩氏の方より折れて出て本社にて會見する事に妥協し一行は兩氏と共に造船所の汽艇に同乗し水上署員の警戒裡に同十時半頃海路和田岬に廻航したり。斯くて安井氏以下六名の代表者は造船事務所樓上の第一應接室に於て武田會長、長原本社取締役及孕石所長の三氏と會見し、先づ安井代表は「吾々を解雇した理由が聞きたい」と詰寄せ孕石所長は「工場の秩序を亂したが爲である」と應ず。「解雇手當は何故出さぬか」工場規則違反であるが故に」「其の違反は何條であるか」「此の通り四十七條に定められてゐる」「併し之は解雇手當云々に就ては記されてゐないではないか」「明記してなくても會社はさう決定した」「何の點が秩序を亂したか」「それは君達が考へて見れば判る」「紊したとしても吾々委員計りではない」「それは君達の云分で會社はさう認めぬ」「一般の職工も事實紊してゐるではないか」「併し主なる者は君達だ」「それは會社の推斷だ、も少し誠意のある回答が聞きたい」「これ以上の誠意は有たぬ」と大體右の如き押問答に終つて要領を得ざりしが、對談中次第に所長も職工も興奮して色を作し最後に職工は「誠意のある回答を聞くまで此の儘にはして置かぬ」と立ち上り所長も之に對して「勝手にし給へ。不服なれば裁判所へ訴へても可い」と答へ有耶無耶の裡に同十一時頃會見を終りたるが武田部長は此の應答に對しては餘り容喙する處なかりき。

一方二十二日午後八時東京驛を發したる三菱上京委員中村氏以下八名は此日午前十時三十五分爭議團幹部十數名の出迎へを受け神戸驛着、一先づ西柳原第二互助俱樂部の本部に引揚げ滞京中の動靜に關し報告する處ありたり。

職工側に漸く倦怠の色あり、生活の不安に脅かされて結束に動搖の生せしを見たる會社當局は更に二十四日爭議の首謀者百三十餘名を斷然職首する事を議決し同夜二十五日附を以て解雇通知を各職工